

令和7年度私立大学関係政府予算に関する要望

令和6年7月17日
日本私立大学団体連合会

【基本的考え】

－ 社会の持続的な発展を担う私立大学の質の高い教育研究に向けて －

わが国は、加速する人口減少、産業構造や国際情勢の変化、デジタル化に伴うDX化の推進、生成AIの発展など、より予測が困難で複雑な時代に向かっている。このような時代において社会が持続的に発展していくためには、国民全体の能力の底上げが必要であり、とりわけ学生の約8割の教育を担う私立大学がどれだけ質の向上を図れるかによって国民全体の能力の総和の増減を大きく左右する。

私立大学は、質の高い教育研究によって学生一人ひとりの能力を高めていくことが大学に課せられた極めて重要な役割であると認識し、その実現に向け社会のニーズを捉えながら不断の大学改革を進めなければならない。そうした取り組みは、私立大学ならではの様々な価値観を受容する「多様性」と、様々な学問分野の調和ある発展に基づく“総合知”を活用した「創造性」によって社会をより豊かに発展できるものと確信する。

このような基本的考えのもと、令和7年度私立大学関係政府予算は、国私間の公正な競争環境の整備を目指す「私立大学の教育研究条件並びに経営の健全性の維持・向上のための基盤的経費に対する支援の拡充（2分の1補助の実現）」とともに「“私立大学の質の高い教育”や“私立大学を核とした地方創生”への支援の拡充」及び「学生の修学上の経済的負担に係る国私間格差の是正」を中心に私立大学の改革に必要な支援の充実を要望する。

【最重点要望項目】

要望1. 私立大学の教育研究環境と経営の健全性の維持・向上のための基盤的経費に対する支援の拡充

- (1) 私立大学等経常費補助金（一般補助）の拡充
- (2) 施設・設備費支援に対する国私間格差（学生一人当たり21.5倍）の是正

(1) 私立大学等経常費補助金（一般補助）の拡充

公財政支出に係る不合理な国私間格差（学生一人当たり11.2倍）、学生100人当たりの教職員数については、私立大学（19.2人）と国立大学（32.3人）の間には1.7倍の格差が生じている。

一方で、私立大学の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援する私立大学等経常費補助金における一般補助に係る圧縮率は、平成15年度から令和5年度の21年間で93%から57%となり、圧縮額は164億円から1,984億円へと増大し続けている。

光熱費、物価高騰や人件費高騰をはじめとする経営環境の変化、成長分野（理工農系）だけでなく、幅広い分野において活躍し得る多様な人材育成への経常的支援、修学支援新制度の実施・拡充、私立学校法や学校法人会計基準の改正、研究インテグリティや情報セキュリティの構築・確保をはじめとする諸制度・諸事業を支えるシステムの導入・改修に伴う諸経費や事務負担の増大を支援するための私立大学等経常費補助金の十分な確保がなされるべきである。

また、平成31年度から、専門性が求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力育成を目的として設置された「専門職大学」及び「専門職短期大学」への補助は、制度設計の検討過

程で確認されていた「私学助成と別建て」とされるべきである。少なくとも制度創設時の学校教育法の一部を改正する法律（平成29年5月31日法律第41号）案の附帯決議にある「専門職大学等制度化以前の私学助成関係予算に影響を与えない」との主旨を踏まえた私学助成総額の拡充を求める。

<支援すべき予算・施策>

- －「私立大学等経常費補助金」における「圧縮率」57%の改善
- －光熱費、物価高騰や人件費高騰をはじめとする経営環境の変化、各種制度・事業の創設や制度変更による基盤的経費の増大への対応、成長分野以外の分野を支援するための「私立大学等経常費補助金」の十分な確保
- －専門職大学が私学助成対象になったことに伴う「私立大学等経常費補助金」の十分な確保

(2) 施設・設備費支援に対する国私間格差（学生一人当たり21.5倍）の是正

解散した学校法人の残余財産は、合併、破産の場合を除いて、清算終了の届出の時点において、学校法人その他教育の事業を行うもののうちから寄附行為の定めるところにより帰属すべき者に帰属し、これによっても処分されない財産は最終的には国庫に帰属することになる。大学の施設・設備は公共財としての性格を有しており、Society5.0に向け、大学設置基準に基づく多様で特色ある教育研究の一層の高度化、研究基盤の強化並びに国際競争力強化のための装置等施設や研究設備関連補助事業の推進は不可欠である。一方で、私立大学の教育・研究装置等施設や研究設備に対する公財政支援（予算）は、平成22年度から令和6年度の15年間で、118億円から53億円へと55%減少し、私立大学（0.8万円）と国立大学（17.2万円）との間には学生一人当たり施設・設備に対する公財政支出に21.5倍の格差が生じている。

<支援すべき予算・施策>

- －「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助」及び「私立大学等研究設備整備費等補助金（教育基盤設備）」に係る補助率の2分の1の撤廃、あるいは3分の2への嵩上げ
- －「私立大学等研究設備整備費等補助金」並びに日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて老朽校舎改築事業等を行った学校法人に利子助成を実施する「私立学校施設高度化推進事業費補助金」の拡充
- －「私立大学学術研究高度化推進事業」や「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業等」の復活
- －「障害者差別解消法による合理的配慮の義務化に伴う施設改修経費」の支援
- －太陽光発電の導入、節電に資する窓等の高断熱化など、節電や温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入や再生可能エネルギー技術に関する研究開発等に対する支援
- －「私立大学等経常費補助金（特別補助）」における「大学院等の機能の高度化」に係る「大型設備等運営支援（大型設備等に係る維持費等に対する支援）」の拡充

要望2. 私立大学の「質の高い教育」や「私立大学を核とした地方創生」への支援の拡充

(1) 質の高い教育研究等への支援

- ① 文理横断教育並びに数理・データサイエンス・AI教育の推進
- ② リスキリング・リカレント教育を含む大学院教育の抜本的改革の推進
- ③ オンライン教育の推進等のデジタル化を通じた教育の質向上
- ④ グローバル改革（派遣・受入留学生数の拡充等）の推進
- ⑤ 学生、教職員の多様性を踏まえた「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進

(2) 地方・地域の知の拠点形成のための地方私立大学の振興

(1) 質の高い教育研究等への支援

わが国の課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する私立大学等経常費補助金における特別補助（短期大学分を除く）は、平成15年度から令和5年度の21年間

で、891億円から195億円へと696億円（78.1%）減となっている。私立大学の特色ある改革を支援する補助金を拡充すべきであり、下記の質の高い教育への取り組みに対する支援の拡充を求める。

① 文理横断教育並びに数理・データサイエンス・AI教育の推進

令和5年度の私立大学等経常費補助金では、「数理・データサイエンス・AI教育の充実」を目的として6.3億円（短期大学分を除く）が交付されたものの、その額は令和4年度に比して1.5億円減となっている。217万人の学生に対する6.3億円（学生一人当たり290円）の支援では、『AI戦略2022』に掲げられた「令和7年までの目標である、文理を問わず大学・高専生の全て（約50万人 卒/年）が初級レベルを、一定規模（約25万人 卒/年）が自らの専門分野への応用基礎力を習得する」という目標を達成することは難しい。8割の学生を擁する私立大学へのボリュームゾーンへの支援拡充が必要である。

<支援すべき予算・施策>

- －教員の確保による人件費の増加、学部間連携や大学間連携でオンライン授業の活用、必要となるBYOD (Bring Your Own Device) 化やオンデマンド学習のための環境整備に関する継続的な支援
- －初等中等教育段階からのSTEAM教育、探究学習等を推進するための高大連携プログラムの実践にかかる経費に対する人的・物的経費への支援
- －授業実施経費が文系科目よりも高額な理工系科目の設置に対する経常的な人的・物的経費への継続的な支援としての「私立大学等経常費補助金」の拡充と「新たな基金」の創設

② リスキリング・リカレント教育を含む大学院教育の抜本的改革の推進

文部科学省の『博士人材活躍プラン～博士をとろう～（令和6年3月）』や大学と産業界が協議する「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の『2023年度報告書「産学連携による高度専門人材育成と、未来志向の採用を目指して」』では、高度専門人材の活躍促進が不可欠であるとの認識を示し、産学官を挙げて高度専門人材のさらなる育成に取り組み、大学院学位を持つ人材の割合を向上させる必要があると提言している。

深い専門知識と、問題発見・課題設定などの汎用的能力に基づき、新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらす高度専門人材の育成は、わが国の喫緊の課題であり、『博士人材活躍プラン～博士をとろう～』に示された「学士号取得者に対する博士号取得者の割合」を令和2年の2.7%から10年後の令和12年に5%、20年後の令和22年に8%に増加させるとの数値目標を達成するためには、私立大学が予見可能性をもって継続的に取り組むための産学連携による大学院教育の抜本的改革に向けた基金の創設等による特別の予算措置が必要である。

<支援すべき予算・施策>

- －学部と大学院を繋ぐ有機的な大学院教育プログラムの構築、「進歩と調和を支える総合知」の観点を踏まえた人文・社会科学分野の特色ある大学院教育の強化、世界競争力を強化する最先端研究、大学と社会人とのマッチング機能としてのマナパスの改良・充実、大学院教育をサポートする専門人材の戦略的な確保・育成、URAやUEAへの直接的な経済支援を拡充するための特別な支援
- －「私立大学等経常費補助金」における「学生経費」として社会人学生数に着目した補助の新設
- －「私立大学等経常費補助金」における正規課程に該当しないリカレント教育に係る授業時間数の補助金配分基準の授業時間数（補助金算定基礎）への算入、社会人学生の多様なニーズに対応する科目等履修生の配分基準上の取り扱いの見直し

③ オンライン教育の推進等のデジタル化を通じた教育の質向上

世界の大学ではオンライン化によるバーチャルモビリティが加速しており、情報システム強化のための多大な設備投資が必要となっている。情報システム強化をはじめとするデジタル化を通じた教育の質向上のための取り組みへの支援の充実により、都市と地方を繋ぐだけでなく社会人教育、大学の国際化など世界を視野に多彩なネットワーク型事業の展開を可能にすべきである。

<支援すべき予算・施策>

- －「私立大学等経常費補助金」や「大学教育再生戦略推進費（国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進事業）」によるオンラインの環境整備のための支援や質の高い教育プログラムへの支援の拡充
- －GIGAスクール構想の下、ICTを取り入れた新たな教育で学んだ高校生の大学進学を見据えたデジタル化対応へのより一層の基盤的財政支援
- －オンライン教育推進に必要な学生の通信環境の安定的な確保のための小・中・高校生の児童、生徒のみならず大学生に対する通信利用料等を含む継続的な経済支援

④ グローバル改革（派遣・受入留学生数の拡充等）の推進

令和5年4月に教育未来創造会議がとりまとめた『未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）』では、日本人学生の派遣をコロナ前の22.2万人から2033年までに50万人に、外国人留学生の受け入れ・定着を31.8万人から40万人にするとの目標が掲げられた。しかし、私立大学等経常費補助金における私立大学のグローバル化に対する支援（大学等の国際交流の基盤整備）は、令和元年度に50億円（短期大学分を除く）が措置されて以降は減少傾向にあり、令和5年度は23.7億円に縮減されている。教育未来創造会議が掲げる目標実現のためには、より一層、私立大学のグローバル化への組織体制や教育環境の整備を強固にするとともに、物価高騰・円安により直接的な打撃を受けている日本人学生への給付型の支援を拡充すべきである。

<支援すべき予算・施策>

- －教員の英語による教授力向上に向けた取り組みや、英語による教授力に長けた人材の育成、カリキュラム・出願要件・宿舍や奨学金等に係る情報発信、留学希望者からの照会への対応等を担う専門のアドミッション・オフィスの設置、留学生の就学・生活面での相談・支援を担うスタッフの配置など、「学生や教職員の海外派遣、海外からの学生の受け入れや教員の招へい並びに教育環境の国際化を推進」するための「私立大学等経常費補助金」や「大学教育再生戦略推進費」等による支援の拡充
- －国内外の他大学とオンラインで接続することにより、授業内外で双方向型の交流・協働を行うことのできる国際協働オンライン学習／教育（COIL）をはじめとするバーチャルエクステンジ（VE）、海外の大学とのハイブリッドかつ双方向の教育手法（アクティブ・ラーニング）を通じた国際共同プログラム、日本発のオンライン国際教育プラットフォームであるJV-Campusの活用による国際教育環境の構築なども含め、ハイブリッドな国際交流の取り組みに対する「私立大学等経常費補助金」や「大学教育再生戦略推進費」等による支援の拡充
- －物価高騰・円安等の影響下においても日本人学生が留学を断念しないよう、給付型奨学金による経済的支援の大幅な拡充

⑤ 学生、教職員の多様性を踏まえた「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進

私立大学が教育研究活動のダイナミズムを發揮していくためには、私立大学に集う学生や教職員について、性別、国籍、年齢や心身の状態に関わっての多様性を受容することのできる環境を整備していかなくてはならない。また、女性が活躍する職場作りに向けては、出産・子育てや介護の支援はもとより、組織の幹部としての比率を高めていくことなどが重要である。教育振興基本計画に定める「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の実現に向けた大学の「ダイバーシティ&インクルージョン」に向けた取り組みへの支援を求める。

<支援すべき予算・施策>

- －令和6年度施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（文部科学省告示）」の改正により見込まれる合理的配慮を必要とする障害のある学生や受験生の一層の増加に向けた施設・設備の改修、大学での専門人材の配置、施設・設備の改修、支援機器の準備、情報保障等への対応、また入試における情報保障や別室受験の人員配置をはじめとする体制づくりのため支

援

- －研究者が育児休業中及びその復帰後の研究の円滑な継続を可能にするための研究補助者を雇用できる制度に対する補助金や奨励金の給付の拡大、保育施設の学内設置の支援やその運用費用の補助、個人で学外の保育施設やベビーシッターを利用する費用の補助の充実、研究者が研究や授業の実施の際に介護サービスを受ける費用の補助の実現
- －女性の高学歴志向（大学院進学者）を高めるための（研究者育成も含む）優遇措置、研究と妊娠・出産等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに対する支援、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援をはじめ大学における女性活躍のための支援の充実
- －理工農系分野における女子学生の拡大と分野全体の発展に向けた方策の一環としての教員養成系の学部限定することのない、私立大学の理工農系学部も含めた多様な教員養成の場の学生への提供を通じて、私立大学が数学や理科の女性教員養成に係る取組の推進を可能とする同科目における女子学生の教員免許申請数や教員採用者数に応じた支援

（２）地方・地域の知の拠点形成のための地方私立大学の振興

近年、私立大学の定員充足状況を補助金配分基準へ反映するとともに、補助金事業への申請条件とするといった政策が推進されている。しかし、私立大学の定員充足状況には、各大学が立地する地域の大学進学率、家計水準、卒業後の就業環境や近隣の授業料が廉価な国公立大学の動向等の外部要因が与える影響が極めて大きい。

特色ある個性豊かな取り組みによって、当該地域の活性化、地方創生や質の高い教育機会の提供に貢献する私立大学については、当該地域における大学進学機会の担保、学生や教職員が集うことによる経済効果の観点から国による積極的な支援がなされるべきである。あわせて地方公共団体による地方交付税交付金を活用した私立大学への安定的・継続的な支援措置の検討が望まれる。

また、真の地方創生は、地方に大学が設置されているだけでは困難であり、産業創出あるいは企業等の誘致などによって企業と大学間の相乗効果を生み出すことが重要である。文部科学省だけでなく他省庁や地方自治体などとの協力体制をさらに強化する施策への支援強化を求める。

＜支援すべき予算・施策＞

- －地域社会のニーズに基づき社会実装に繋げていける私立大学の教育研究、産業発展や新産業創出につながるシーズを発見し、それらを企業のニーズと結びつけるマッチング・コーディネーター、産学連携による課題解決型教育を行う実務家教員、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材等の育成などへの私立大学の取り組みに対する支援の拡充
- －都道府県境を越えた地域連携の取り組みに対する支援の創設、地方創生に小規模であっても有効な取り組みへの支援が可能となるような申請要件や情報提供の改善、対象となる取り組みや予算の柔軟性の確保など、私立大学による一層の活用を可能にするための支援

要望 3. 修学上の経済的負担に係る国公私間の学生に対する格差是正

- （１）修学支援新制度の見直し、拡充（所得中位層への対象拡大、授業料支援上限額の撤廃等）
- （２）学生の経済状況、修学環境や能力に応じた適切な修学支援の実現

（１）修学支援新制度の見直し、拡充（所得中位層への対象拡大、授業料支援上限額の撤廃等）

修学支援新制度導入以前の令和元年度と令和４年度の私立大学における奨学費総支出は、1,004億円から2,000億円へと996億円増となっており、各私立大学は私立大学等経常費補助金が伸び悩む中、独自で奨学金事業や授業料減免事業を実施している。

修学支援新制度の対象学生は、１）文科系、その他系の学部を設置する大学における割合が、複数学部設置大学、単一学部設置大学ともに高い、２）理工系、薬系、医歯系の学部を設置する

国立大学への公財政支出（必要分） $9,196 \div (2 + [7 \div 2]) \times 2 \quad \approx 3,344$ 億円

※5,832億円＝私立大学等の経常的経費の約16.9%

※国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金へ約3,000億円の移行

- ④ 現行の授業料を参考に、異なる設置形態の大学群それぞれの公財政支出算出基準を設定するための標準授業料（家計負担）を設定（私立：122万円、国立54万円）したうえで、私立大学についてはその差額（68万円〔122万円－54万円〕）の2分の1（34万円）を私立大学等経常費補助金による授業料減免制度の対象としたうえで、私立大学の経常的経費（159万円）の2分の1（79万円）を公財政支出により賄う（家計負担88万円〔122万円－34万円〕のうち、在学時に18万円、卒業後に70万円を所得に応じて拠出（後払い）する。

私立大学への公財政支出 = $79 \text{万円} \times 217.1 \text{万人} \approx 1 \text{兆}7,260$ 億円（約1兆3,128億円増）

- ⑤ 公財政支出算出基準を設定するための全設置形態共通の標準授業料を国立大学の経常的経費（1兆6,752億円）の30%（84万円〔1兆6,752億円×0.3÷59.6万人〕）に設定したうえで、私立大学について、現行の授業料（122万円）と標準授業料（84万円）との差額（38万円）を私立大学等経常費補助金による授業料減免制度の対象とし、国立大学学生一人当たり公財政支出（183万円〔経常的経費281万円－標準授業料84万円〕）の2分の1（91万円）を公財政支出により賄う（家計負担84万円のうち、在学時に17万円、卒業後に67万円を所得に応じて拠出（後払い）する。

私立大学への公財政支出 = $91 \text{万円} \times 217.1 \text{万人} \approx 1 \text{兆}9,845$ 億円（約1兆5,713億円増）

国立大学への公財政支出 = $183 \text{万円} \times 59.6 \text{万人} \approx 1 \text{兆}897$ 億円（約1,831億円減）

【重点要望項目】

要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化

＜要望事項＞

- (1) 附属病院に係る公財政支出の拡充
- (2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

(1) 附属病院に係る公財政支出の拡充

私立大学病院は高度先進医療の提供、医療技術の研究・開発及び医療人材の養成・輩出を担っている。とりわけコロナ禍にあっては治療の最前線として、そして地域医療の砦として地域社会に貢献してきた。医療インフラの確保や今後の医療分野の進展のためにも、私立大学病院に対する全面的支援が必要である。

月平均患者数（全症例数）の上位100病院の病院数、患者数等

	私立大学 附属病院	国立大学 附属病院	公立大学 附属病院	国公私立大学 病院以外
病院数	33病院	17病院	5病院	45病院
患者数	51,705人	24,733人	6,476人	62,801人
患者数割合	35.5%	17.0%	4.4%	43.1%

※病院情報局 (<https://hospia.jp/>) 掲載データ（2022年度）より日本私立大学団体連合会事務局にて作成

国立大学病院については、教職員人件費相当額にその機能を強化するためのものを加えた運営費交付金収益は国立大学法人全体で1,127億円に上っており、附属病院に対する公財政支出についても不合理な国私間格差が存在している。国立大学附属病院とともにわが国の医療を支える私立大学附属病院についても、その機能や社会への貢献度に見合った公財政支出がなされるべきである。また、医療従事者の教育に関わって、診療参加型臨床実習を行う医学生による医行為を可能とする制度（Student Doctor制度）は、病院内の施設設備を用いて実施されていることも踏まえ、同制度に係る大学病院の取り組みへの支援が必要である。

(2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げによる私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学により深刻な影響を与えている。消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加していることが推測される一方で、社会政策的配慮から当該負担を学納金に転嫁することは困難であり、私立大学等経常費補助金の大幅な拡充が不可欠である。

要望2. 学修評価、学生の成長の可視化推進と多様な人材育成のための支援の拡充・強化

＜要望事項＞

- (1) 学生ポートフォリオの構築・充実等による学修データ（学修評価）の可視化
- (2) 学修管理システム（LMS）による単位の実質化や学びの効果検証体制構築等のためのDX化等
- (3) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援
- (4) 教員養成、医療人材育成等に係る支援
- (5) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援
- (6) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援
- (7) 国公立大学を通じた「大学教育再生戦略推進費」予算に係る国私間配分のあり方の見直し

(1) 学生ポートフォリオの構築・充実等による学修データ（学修評価）の可視化

学修者の主体性に基づく学びの多様化や深化のためには、学修内容とともに、講義の聴講、アクティブ・ラーニング、実験・実習やインターンシップといった学修方法の記録や学修成果の把握や、知識・技能だけでなく、三つのポリシーの実践を通じた思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協調性といった要素を、入口から出口までバランスよく測定し、その結果に基づいて教育内容や方法の改善を図るなど、学生自身の学修意欲向上のための学修経過を可視化（学生ポートフォリオの構築と充実）するためのDX化推進に係る支援がなされるべきである。

(2) 学修管理システム（LMS）による単位の実質化や学びの効果検証体制構築等のためのDX化等

単位の実質化の一層の推進のためには、米国で導入されているCBE（Competency-based Education）を参考にした学修時間から学修成果（アウトカム）への移行が必要であり、そのための体制構築に係る取り組みへの支援、さらにはコロナ禍を経て1.4倍増となった私立大学におけるLMS等学修管理システムの活用状況を踏まえ、オンラインを活用した新しい学びの効果を検証するための支援もなされるべきである。

(3) 多様な教育研究活動を支える専門人材等に係る支援

学修者の主体的な学びを支える履修支援体制の一環としてのカリキュラム・コーディネーターや、多様な教育研究を支える高度専門職（アドミッション・オフィサー、リサーチ・アドミニストレーター〔URA〕、インスティテューショナル・リサーチャー〔IRer〕、産学官コーディネーターや地方創生オルガナイザー等）について、「1週間の割当授業時間数6時間」という基準を満たさない専任教員を採用した場合であっても「補助金算定の基礎となる専任教員等の認定基準」の対象とすることが求められる。

また、公財政支出の国私間格差は、学生数に比しての教育研究活動を担う教員数や教育研究活動を支える職員数に影響を及ぼし、教育現場の負担は過重となっていることから、私立大学等経常費補助金の算定要因となる教職員数に関わって、教員一人当たり学生数の改善とともに、職員一人当たり学生数の改善に対する財政支援の拡充が必要である。

(4) 教員養成、医療人材育成等に係る支援

① 教員の養成、資質向上のための支援

建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つことから、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充が必要である。

② 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援の拡充・強化

わが国の超少子高齢化問題は今後ますます深刻化し、地域の医療や介護を支える人材並びにがん医療などの高度化を支える人材の育成は喫緊の課題である。高い使命感と倫理観を兼ね備えた質の高い医療人育成を推進するための特色ある教育研究プログラムへの支援が必要である。

(5) 教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援

学修者本位の学びの多様化や深化のための大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数授業や双方向授業を実施する学修施設や図書館の機能強化、多様な学修の場の整備に対する支援の拡充が必要である。

(6) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・強化への支援が必要である。

(7) 国公立大学を通じた「大学教育再生戦略推進費」予算に係る国私間配分のあり方の見直し

国公立共通の競争的資金として予算化されている「大学教育再生戦略推進費（令和6年度予算122億円）」の事業内容は、先導的教育研究や高度医療等が中心である。

同事業に係る採択件数の充実を図りつつ、国私間の配分等を検証し、「設置形態の違いのみに依拠した」公財政支出から「教育の質に応じた」予算とするとともに、多くの私立大学が大学教育再生を奮励し申請意欲を湧き起こすよう、魅力ある予算への転換の実現が必要である。

要望3. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化
- (2) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
- (3) 人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援
- (4) 特色ある共同研究拠点整備のための支援
- (5) 若手研究者育成のための支援
- (6) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
- (7) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資
- (8) 大学発スタートアップ創出のための支援
- (9) 電子ジャーナル購読料高騰への対応とオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援

(1) 科学研究費助成事業（科研費）の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業のさらなる拡充と新規採択率の目標（30%）の達成を目指すことが必要である。その際、現在の物価高や為替安等の厳

しい社会情勢も踏まえ、研究者が国際競争力のある研究に十分取り組めるよう、国際性が高く評価された研究課題への研究費配分額の拡充、高い国際競争力を有する研究の量的拡大等を着実に進めることが必要である。また、科研費の基金化は複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に大型の研究種目をはじめ全種目を完全基金化する必要がある。

(2) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置

研究成果の持続的創出に向けて分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について間接経費を適切に措置（最低30%）することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とする必要がある。

(3) 人文・社会科学分野の研究力・人材育成強化のための支援

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展（知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など）を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究・教育プロジェクトへの支援やデータ駆動型研究への支援、データ利活用基盤の整備等に対する支援の拡充を図る必要がある。

(4) 特色ある共同研究拠点整備のための支援

私立大学の研究ポテンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援について、拠点のネットワーク化や設備の充実、人材育成機能の強化、研究活動の遠隔化・自動化、組織間の連携強化、分野融合の推進、大学共同利用機関との連携等に資する支援について、一層の拡充が必要である。

(5) 若手研究者育成のための支援

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保等、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備が必要であり、若手研究者の登竜門である日本人博士研究員の雇用、さらには海外から若手研究者を招へいするための費用への支援の充実が不可欠である。また、優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援や博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める大学に対する次世代研究者挑戦的研究プログラムのような支援のさらなる拡充を図るなど、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できるようにするための支援が必要である。

特別研究員事業、海外特別研究員事業や創発的研究支援事業の普及・定着を図るとともに、国立大学を中心に広がっている卓越研究員事業における私立大学への採用の拡大、さらに、海外で研究に従事した後の帰国後のポストや期限付き雇用の若手研究者も可能となるよう適用範囲の拡充を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。

(6) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、教育研究活動を支える中核的人材であるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に資する質保証の実施や、その確保・活用を進めてきた研究大学強化促進事業の成果・効果等を踏まえ、大学研究力の強化・底上げのための研究マネジメント体制・機能の強化に対する着実な支援が必要である。

(7) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

(8) 大学発スタートアップ創出のための支援

今後の予測困難な時代において、わが国の経済成長や社会的課題への取り組みに際して、先進的な技術（テクノロジー）やアイデアを強みとして、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦するスタートアップは必要不可欠な存在である。その創出の規模拡大の鍵は、全国各地において多様な学術研究を展開し、社会変革の核となる力を有する私立大学にある。

令和4年度第2次補正予算において創設された基金による対象を限定した重点的な支援とともに、スタートアップ創出の裾野を広げるための支援が必要であり、私立大学におけるスタートアップの創出の推進を奨励するための補助金による継続的な支援が必要である。

(9) 電子ジャーナル購読料高騰への対応とオープンアクセスジャーナルへの投稿促進等に係る支援

学術ジャーナルは、わが国の研究力の向上と、それらの成果の還元を通じて社会の発展にとっても大きな意義を有している。しかし、電子化が進む学術ジャーナルの購読料は高騰により、各大学は購読規模の縮小に追い込まれており、研究者のジャーナルへのアクセスが限定されることは今後の研究に大きな影響を及ぼしかねない。電子ジャーナルの購読費に対する補助とともに、学術情報全般の大学間連携による共同利用等の取り組みに対する支援が必要である。また、個人研究費を圧迫することなく、オープンアクセスジャーナルへの投稿の促進やオープンアクセスジャーナル普及を可能とすべく、投稿実績などを算定基礎とした大学によるオープンアクセスジャーナルへの論文出版料負担時の補助を要望する。

要望4. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援
- (2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

(1) スポーツの振興に資する取り組みへの支援

大学におけるスポーツの振興は、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。

基盤的経費への支援の充実とあわせて、スポーツ関係予算を拡充し、学生アスリートの学業支援のためのティーチングアシスタントの導入やオンライン授業の充実、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組みへの支援が必要である。

(2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援

私立大学は、美術・音楽・演劇等の芸術、映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術、食文化を含む生活文化、建築・ファッションなど、わが国における文化芸術の振興を担う人材の育成への貢献も大きく、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源としても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日

本文化を世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のための私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望5. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等
＜要望事項＞

- (1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）
- (2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援
- (3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援
- (4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

(1) 安全・安心な教育研究環境の整備に係る支援（時限措置となっている耐震改築に係る支援の延長や、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正）

文部科学省によると、国立大学の耐震化率が99.8%に対し、私立大学は96.1%と、3.7%の差が存在している。私立大学についても、その施設は公共財であり、学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。

私立大学の施設の耐震化に関わって、私立大学は国立大学と違い2分の1補助という制約があるうえに、施設の中には文化財建造物としての指定を受けた建物等も存在していることから、耐震化が完了するまでの間の支援の継続、拡充が必要である。

(2) 私立大学に係る激甚災害（本激）並びに局地激甚災害（局激）による被災学生に対する授業料減免等事業支援

激甚災害を受けた大学の災害復旧事業に対する国の支援について、国立学校施設については復旧費の全額が補助される一方で、私立学校施設については、激甚災害（本激）については復旧費の2分の1、局地激甚災害（局激）については5分の2の国庫補助となっており、国私間において格差がある。

本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた補助率の嵩上げ措置など国の支援が不可欠である。また、被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立大学の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料減免等事業支援の継続・拡充が必要である。

(3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援

私立大学はこれまで、被災時には被災地域における避難住民を受け入れ、被災後には復興に向けたボランティアセンター等として、復旧・復興を支えるとともに、地域コミュニティの防災拠点としての役割も担ってきた。

教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を維持・強化するための取り組みに対する支援が必要である。

(4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対しては、特段の支援措置を講じる必要がある。また、国公立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究（除染の研究を含む）、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。